

大阪市立鶴見区民センター指定管理者指定申請に関する質問に対する回答
(令和7年8月20日公表)

※順不同

No.	質疑内容	回答
1	募集要項より 5(1)ア 「大小ホール大規模改修の実施により6か月程度の期間、施設の使用休止を予定しており、利用料金相当額がおよそ10,000千円程度減額することを予想しています。」とございますが、使用休止期間中の収入減は考慮せず収支計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、収入減を考慮せず収支計画を作成してください。
2	募集要項より 7(6)ウ 黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項より 7(6)エ 「資料のデータ（マスキングなし、マスキングありそれぞれ）をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rで提出してください。
4	募集要項より 7(7)エ 修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、修繕費計画額は税込金額です。
5	募集要項より 8(2)ア 「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示しください。また、同審査の日程が決まっていますらお示しください。	所要時間についてはプレゼンテーション及び質疑・ヒアリングを含め20分、参加可能人数については1申請団体あたり3名程度を想定しています。 同審査の日程は9月下旬の予定ですが、申請者数が確定しておりませんので、募集締切後に詳細な日時について通知いたします。
6	募集要項より 8(3) 配点表に「○市費の縮減 30点」とありますが、ここでは価格点評点のほかに様式6-3や支出見込み・収入見込みの妥当性等が加味されて、上限30点の範囲内で採点されるものという理解でよろしいでしょうか。あるいは、価格点評点のみで採点されるのでしょうか。	業務代行料の提案金額から価格点評点（提案金額）を算出し、その算出された点数に支出見込み・収入見込みの妥当性等を加味した上で、市費の縮減の得点を算出します。
7	別紙 「修繕必要箇所一覧」について、 リスク分担が大阪市となっているものは、すべて貴市で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、付帯設備でも1件あたりの修繕費用が100万円未満のものがあつた場合、指定管理者負担となる可能性があるのでしょうか。	リスク分担が大阪市となっている項目については、本市の負担となります。しかしながら、当該対象物であっても、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものについては指定管理者負担となります。なお、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、本市が対応する場合もあります。
8	別紙 「修繕必要箇所一覧」について 記載の修繕必要箇所のうち、令和7年度中に施工実施予定の修繕対象物があれば、ご教示いただけますでしょうか。	「No.12 区民センター各階の誘導灯」及び「No.15 エレベーター（修繕台数は未定）」について、令和7年度中に修繕予定です。
9	別紙 「修繕必要箇所一覧」について 記載の修繕必要箇所のうち、令和8年度以降に施工実施予定であるが、すでに見積取得を進めているものがあれば、見積金額をご教示いただけますでしょうか。	令和8年度以降に修繕予定のものはありますが、検討段階であることから、修繕対象物及び見積金額については回答できません。

大阪市立鶴見区民センター指定管理者指定申請に関する質問に対する回答
(令和7年8月20日公表)

※順不同

No.	質疑内容	回答
10	指定管理業務の基準より 1(1)オ 「利用者が満足と感じる割合を80%以上すること」、「施設の利用率を67%以上」とありますが、最終年度までに達成すべき数値という理解でよろしいでしょうか。	利用者満足度及び利用率に関する目標については、指定期間を通じて、毎年度達成すべき目標数値です。
11	指定管理業務の基準より 1(3) 「業務責任者」と「総括責任者」の兼務は可能でしょうか。	兼務は可能です。
12	仕様書より 3ウ(イ) 「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ① 「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されたうえで、あくまでランプ・電球部分のみの交換を指定管理者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。 ② 仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていたらご教示いただけますでしょうか。 ③ LED化等が完了するまでの間に発生しうる蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。また、令和8年度以降でLED化を行う予定はございますでしょうか。	①お見込みのとおりです。ただし、省電力化への対応として、指定管理者において照明器具本体を交換することを妨げるものではありません。 ②本市では「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を策定し、公共施設における省エネルギー・省CO2化の推進を基本方針の一つとして、施設照明のLED導入割合を令和12（2030）年度までに100%とする方針を掲げています。 ③物価変動を見込んだ修繕費計画額表のため、指定管理者で負担いただくものと想定しています。
13	仕様書より 3エ(ア) 施設管理システムについて「指定期間中にシステムの再構築が発生し、現行システムから使用方法等が変更される場合はシステムの移行に当たり、データ引継作業に協力するとともにシステム操作研修に参加すること」とありますが、令和8年度以降で施設管理システムの移行予定はございますでしょうか。	施設管理システムの更新等について、現時点では未定です。
14	仕様書より 3エ(ウ) 「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書について 4ウ 利用料金の引継ぎに関連して、 ① 令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。 ② 令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月31日までに還付事由が発生したが未還付となっている利用料金（以下「還付金」という。）は民法の規定に基づき現在の指定管理者の債務となります。そのため、①②ともに還付金債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。 しかしながら、債権者（還付金を請求する権利を持っている利用者）は新たな指定管理者が管理運営する窓口へ還付金の請求に来ることが予想されるため、令和8年4月1日以降の還付金の返還に係る具体的手続きについて、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議の上、決定してください。
16	仕様書について 6ウ 「大阪市区役所附設会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	自主事業については、仕様書に記載する要件を満たすものでなければなりません。そのような自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し、承認を得てください。

大阪市立鶴見区民センター指定管理者指定申請に関する質問に対する回答
(令和7年8月20日公表)

※順不同

No.	質疑内容	回答
17	6 利用者向けサービスの一環として指定管理者が自動販売機を設置（増設）することは可能でしょうか。また、その場合の電気使用料や設置料などの単価をご教示ください。	会館条例において定める施設の設置目的を達成させるために、自動販売機の設置を行うことが不可欠であると認められるなど、一定の条件を満たす場合には、本市との協議の上設置を認めることは可能です。 なお、その場合の使用料についても、本市との協議により定めます。
18	様式5-2④ 控室及び大ホール（平土間と移動観覧席の二パターン）の記載欄がありませんが、欄を設けて記載してもよろしいでしょうか。	欄を設けて記載してください。
19	様式5-2⑤ 持込電源使用料は様式通り1kw1回につきの記載でよろしいでしょうか。会館条例施行規則によりますと1kw1時間につきとありますが、そちらに変更してもよろしいでしょうか。	会館条例施行規則どおり「1kw1時間」で提出してください。本回答にあわせて、修正した様式を掲載しております。
20	様式5-2⑥ 自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。	年度別に作成してください。
21	様式6-1 1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	業務代行料・利用料金収入・自主事業収入以外の収入になります。 例えば、補助金や助成金などを想定しています。
22	様式6-2① 利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	利用料金収入の区分への記載も可能です。記載については、還付金であることがわかるように表記してください。
23	その他 今回の指定期間内で、貴市が対応する基幹的な施設・機器等の修繕に伴って、臨時休館の予定はございますか。その場合、休館となる期間はどの程度を想定されているのでしょうか。	指定期間内で基幹的な施設・機器等の修繕・改修工事の実施を計画しておりますが、現時点では具体的な修繕・改修工事の内容が決まっておりませんので臨時休館となるか未定です。